

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和6年10月8日 第5回定例会

黒川地域行政事務組合

第5回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和6年10月8日（火曜日）

出席議員（16名）

1番	小川克也君	2番	赤間しづ江君
3番	鎌田暁史君	4番	伊藤嘉樹君
5番	平渡亮君	6番	櫻井勝君
7番	今野信一君	8番	堀籠日出子君
9番	文屋裕男君	10番	赤間則幸君
11番	金須新一君	12番	須藤義君
13番	畠山由美君	14番	村上治君
15番	熱海文義君	16番	渡辺良雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野俊彦君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	小川ひろみ君
代表監査委員	木村祐喜君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	千葉恭啓君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	嶋津秀君
環境管理センター所長	

消防本部消防長	清野康広君
消防本部次長	山家貴広君
消防本部総務課長	數野智志君
消防本部警防課長	中島猛君
消防本部指令課長	佐藤孝之君
消防本部予防課長	水上孝夫君
黒川消防署長	石川久志君
富谷消防署長	田口学君

職務のため議場に出席した職員

総務課参事	碓井豪君
総務課主任	新留史也君
総務課主任	野口綾君

議事日程

令和6年10月8日（火曜日）	午前10時20分	開会
第1	会議録署名議員の指名	4頁
第2	会期の決定について	4頁
第3	議案第17号	7頁
第4	認定第1号	17頁
第5	認定第2号	36頁
第6	認定第3号	38頁
第7	認定第4号	40頁
第8	認定第5号	47頁
第9	報告第1号	50頁
	午後2時29分	閉会

本日の会議に付された事件

議案第17号 令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

- 認定第 1号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5号 令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 報告第 1号 令和5年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前10時20分 開会

○議長（渡辺良雄君） それでは、ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから令和6年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺良雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番鎌田暁史君、4番伊藤嘉樹君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月24日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺良雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 本日ここに令和6年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃より本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新消防庁舎建設工事の進捗状況につきましては、先ほど議会全員協議会で御説明させていただきましたとおり、現在基礎躯体工事が完了し、1階の躯体工事に着手したところでございまして、順調に推移しているところでございます。引き続き工事期間中の安全を第一に事業を進めてまいります。

次に、今年度進めてまいりました黒川地域行政事務組合ホームページのリニューアルでございま

すが、更新作業が完了し、10月1日より新しいホームページを公開いたしましたので、御報告いたします。

新ホームページにつきましては、アクセシビリティを考慮したレスポンスデザインとすることで、様々な機器での表示に対応し、情報を素早く御覧いただけるようになりました。今後も住民の皆様には有益な情報を発信できるよう、内容の充実を図ってまいります。

さて、本日は令和5年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に、主な事業状況につきまして御報告申し上げます。

はじめに、衛生部門から御報告いたします。

黒川浄斎場につきましては、平成26年4月に火葬業務を民間に委託してから10年が経過し、令和6年度に契約の更新を行いまして、入札の結果、これまでの受託者に引き続き業務を委託することとなりましたので、御報告いたします。

なお、令和5年度の火葬執行は831件でございました。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、平成23年4月より施設の運転管理を民間委託し、13年が経過したところでございます。

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の総搬入量は、1万4,417キロリットルで、前年度に比べ0.6%の減となりました。引き続き、施設維持管理及び水質基準を遵守した施設管理に努めますとともに、今後予定しておりますし尿処理施設の更新に向け、事業を推進してまいります。

環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、平成30年4月より、ごみ焼却施設の運転管理を民間に委託してから6年が経過し、ダイオキシン類等の環境基準を遵守した24時間連続運転によるごみ処理が行われております。

ペットボトル減容施設につきましても、令和6年度から運転管理を民間に委託し、順調に資源回収処理が行われております。

そのほか、粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック減容施設におきましては、循環型社会の形成に向け、効率的かつ効果的に資源回収処理を行い、資源の再利用を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場におきましては、埋立処理を適切に行い、各施設ともに適切なごみの処理を行うとともに、施設維持管理基準に基づいた管理に努めてまいります。

なお、令和5年度のごみの総搬入量は、1万4,947トンで、前年度に比べ4.7%の減となりました。引き続き関係町村と連携し、黒川地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでまいります。

衛生部門の各施設は、住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、適切な施設の維持管理を図ってまいります。

続いて、消防部門について御報告いたします。

管内におけます本年上半期の災害発生状況でございますが、火災が14件で、前年上半期に比べ13件の減となり、うち建物火災は4件で8件の減となりました。昨年に比べ大きく減少しておりますが、企業等の進出により、防火対象物が増加しておりますことから、関係機関に対する立入検査の強化や、火災予防の啓発など、防火安全対策の徹底を図り、安心安全な地域づくりへの取組みを推進してまいります。

また、救急出場については、依然として増加傾向にあり、本年上半期の救急出動は2,121件と、前年同期に比べ83件の増となりました。今後も高齢化社会に伴う救急搬送需要の増加などに適切に対応し、さらなる救命率向上に努めてまいります。また、不要不急の救急要請も増加していることから、救急車の適正利用の啓蒙を図ってまいります。

続いて、病院事業について御報告いたします。

公立黒川病院の令和5年度の運営状況でございますが、去る7月26日に開催いたしました「管理運営協議会」におきまして、指定管理者より報告を受けたところでございます。

令和5年度の業務予定量に対する患者数につきましては、入院が1日当たり113人に対し、118人となり、外来は1日当たり183人に対し、182.5人となる状況でございます。

また、現在、常勤医師の配置状況につきましては、令和6年4月より、宮城県から派遣された自治医科大学出身医師2名を含む4名増となり、19名による診療体制が執られております。

引き続き医師の確保を図るため、指定管理者と協力し、東北大学、宮城県をはじめとする関係機関に医師派遣の要望を行ってまいります。

指定管理者におきましては、昨年の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、患者の受入れや面会等について、制限緩和を進めるなど、社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、経営状況の改善にも努め、「全ては地域のみなさまのために」を基本理念として、黒川地域の地域医療を守るため、経営努力を続けているところでございます。

今後も、開設者として指定管理者と連携し、病院経営に努めてまいります。

続いて、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の状況につきましては、増加する審査件数に適切に対応し、公平、公正な判定を行っておりますので、御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等につきまして、御報告を申し上げますが、議員皆様方の一層の御理

解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

はじめに、議案第17号は令和6年度の一般会計予算の補正をお願いするもので、黒川浄斎場待合棟屋上の防水工事、環境管理センターごみ焼却炉耐火物等の補修工事に関連した経費を追加するものでございます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和5年度各種会計の歳入歳出決算について、認定をお願いするものであります。

一般会計は、歳入総額25億6,737万3,000円で、前年度に比べ8.9%の減、歳出総額は25億1,382万4,000円で、前年度に比べ5.3%の減となっております。主な減少の要因としましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新事業が完了したことによるものでございます。

介護認定審査会特別会計は、歳入総額1,306万9,000円で、前年度に比べ2.7%増、歳出総額が1,212万8,000円で、前年度に比べ4.0%の増となりました。

障害支援区分認定審査会特別会計は、歳入総額121万7,000円で、前年度に比べ27.7%の増、歳出総額は109万6,000円で、前年度に比べ21.1%の増となりました。

病院事業会計は、事業収益が2億303万3,000円で、前年度に比べ1.2%の減、事業費用は3億6,488万3,000円で、前年度に比べ6.4%の減となりました。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、利用料金制の移行に伴い、事業収益として預金利息のみの計上となるものであります。

以上が、各種会計決算についてであります。

報告第1号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に係る資金不足の比率について報告するものであります。

以上が、本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に審議いただき、御可決賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 議案第17号 令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第3、議案第17号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第17号になります。それでは、令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正です。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億39万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,603万1,000円とするものでございます。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債の補正です。

第2条は、地方債の追加は、第2表地方債補正によるものです。

2ページ目を御覧願います。

第1表歳入歳出予算の補正です。

はじめに、歳入になります。

6款1項基金繰入金補正額が4,019万1,000円です。

次に、9款1項組合債は、6,020万円を計上してございます。

歳出になります。

4款1項保健衛生費は352万円。

次に、2項の清掃費、補正額としまして9,687万1,000円を計上し、歳入歳出それぞれ1億39万1,000円とするものでございます。

3ページ目をお開き願います。

第2表地方債の補正です。追加となります。

ごみ焼却施設の補修の工事につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細により補正の内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

令和6年度一般会計補正予算に関する説明書の1ページ、2ページをお開き願います。

1ページ、2ページにつきましては、歳入と歳出を総括したものでございます。

3ページ目をお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。歳入になります。

6款1項1目財政調整基金繰入金は、歳出におきます工事請負費等の補正財源に合わせて計上するものでございます。

9款1項1目衛生費は、ごみ焼却施設2号炉耐火物等の補修工事の起債額について計上するものです。

4ページ目を御覧願います。

歳出について御説明させていただきます。歳出です。

4款1項2目火葬場費につきましては、火葬場において廊下の部分と待合室1室の屋上に雨漏りが発生していることから、防水修繕の工事費を見積額により計上するものでございます。352万円となります。

4款2項2目ごみ処理費は、可燃物、可燃ごみですね、焼却処理の委託料、こちらのほうは大和町の一部と大郷町の全域となっております。

ごみ焼却施設の2号炉の耐火物等修繕工事を、こちらも見込額により計上するものでございます。合わせまして9,687万円計上してございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第3、議案第17号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、監査委員より令和5年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和5年度財政健全化審査について意見を求め、その後それぞれの議題を審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺良雄君） 御異議なしと認めます。

監査委員の監査意見をそれぞれ議題とすることといたします。

それでは、代表監査委員へ令和5年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和5年度財

政健全化審査について意見を求めます。

代表監査委員木村祐喜君。

○代表監査委員（木村祐喜君） それでは、お手元に黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書をお出しいただきたいと思います。

1 ページをお開きいただきます。

令和5年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書提出について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度黒川地域行政事務組合各種会計決算及び証書類その他政令で定められた書類を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

第1、審査の対象（1）令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、それから（5）令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算までの5会計について審査いたしました。

第2、審査の期間でございます。令和6年7月11日から12日までの2日間、村上監査委員とともに審査いたしました。

2 ページをお開きいただきます。

第3、審査の方法ですけれども、理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足等算定調書についてにより、次の①から④に着眼しまして、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と説明を求め、審査を実施しました。

第4、審査の結果でございます。

審査に付された令和5年度各種会計歳入歳出決算等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも正確でありました。

予算の執行状況は的確で、かつ収入支出については合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており、適正であると認めました。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりであります。

第5、審査概要及び意見は次のとおりでございます。

1、令和5年度一般会計、特別会計決算総括表、歳入につきましては、御覧のとおり3会計とも調定額に対して、収入未済額がなく、収納率100%となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、一般会計において翌年度繰越額 5,050 万、これは消防費の繰越しでございます。3 会計の合計額は予算額に対して執行率が 96.64%となっております。

2、令和 5 年度病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計決算総括表でございます。

(1) 収益的収入及び支出については、表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

支出において、病院事業会計において、地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定により、電気設備等の更新事業に係る繰越額が計上されております。

4 ページをお開きいただきます。

(2) 資本的収入及び支出についても、表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

3、一般会計について申し上げます。

令和 5 年度、令和 4 年度の歳入歳出決算実質収支等については、表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

歳入総額は 25 億 6,737 万 3,000 円となり、前年度比 8.9%の減となりました。

歳入の主なものは、市町村負担金が 21 億 7,719 万 8,000 円、前年度比 1.4%の増となっております。市町村負担金につきましては、歳入総額の 84.8%を占めております。前年度から大幅な増額等の要因は、令和 4 年 3 月に発生しました福島県沖地震に対する災害見舞金と、それから令和 5 年 5 月に発生しました粗大ごみ処理施設の火災に対する災害共済金 3,697 万 1,000 円の収入によるものでございます。

歳出では、歳出総額は 25 億 1,382 万 4,000 円、前年度比 5.3%の減となりました。事務的経費ですが、これは人件費などがございますが、13 億 9,629 万 2,000 円と、全体の 55.6%を占めております。

続きまして、投資的経費ですが、これは新消防施設の建設事業等がございますけれども、3 億 9,345 万 9,000 円で、前年度比 43.6%の減であります。

物件費につきましては、これは委託料とか備品購入でございますが、6 億 2,105 万 9,000 円で、前年度比 7.8%の増となっております。

6 ページをお開きいただきます。

実質収支額が4,854万1,000円で、前年度比52.4%の大幅な減額となっております。今後も適正な予算化に努め、不用額のさらなる縮減を求めるものでございます。

なお、部門ごとの意見は次のとおりであります。

総括でございます。

令和5年度における組合事業費については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いている一方で、世界的な政情不安、グローバル化した国際情勢、円安による原材料などの経常経費の上昇は続くものと考えられるので、経費の節減を常に意識し、さらなる住民の福祉向上に努められたい。

富谷・黒川地域は、人口増加の都市化が進んでいる状況にあり、さらには企業進出などによりますます発展することが期待されております。このような状況の中で、黒川地域行政事務組合の役割がますます大きくなり、今後も関係市町村と連携を図りながら、住民生活の安心・安全と生活環境の向上を目指し、厳しい財政状況ではあるが、年次計画に基づき各施設の整備、維持、補修に努めていただきたいと思います。

一括総括で要約して述べたいと思います。よろしく申し上げます。

予算管理につきましては、常に予算執行状況を把握し、補正予算による事業執行に当たることにより、不用額の縮減に努めていただきたいと思います。

また、流用はあくまで緊急措置的であることを認識し、できるだけ流用を避け、補正予算による事業執行をすべきである。

契約関係についてですけれども、前年度より落札率が100%の入札等が減少しておりますが、一者随意契約にせざるを得ない特殊な業務があることは理解できますが、経費節減の観点から、安易に前例踏襲することなく、創意工夫に努め、競争性を失わない一層の改善を求めるものであります。

また、発注時の工期、納期等の設定が長過ぎて、工期の3か月以上前に完了している事業が複数件ありましたので、適正な工期等を設定すべきであると思います。

支払いにおきましては、支払遅延が複数件認められ、これは政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び契約条項に抵触する行為であることから、今後再発することのないよう適切な処理に努められるよう徹底されることを申し上げます。

次、7ページをお願いします。

総務部門でございます。

人事評価制度については、前年度より評価の分布が改善されており、引き続き公平、公正な評価

を期待するものであります。

職員の健康管理について、メンタルヘルス不調による病休者の増加が懸念されるので、メンタルヘルスケアの復職支援に努めていただきたい。

時間外勤務手当支給の削減、それから年次有給休暇の取得については、昨年から改善されておりますが、さらに年休を取得しやすい環境を整え、休暇取得等の向上に努められたい。

令和5年度においては、各施設の照明をLED化したことにより、電気料の削減、環境負荷の低減を含む作業環境の改善が図られ、事業実施の効果が見られたことは評価できる。

広報発行につきましては、広報経費を抑えつつ、カラーページを増やし、より一層充実した広報紙面になるよう、新たに有料広告を募集するなどの検討を求めるものでございます。

次、民生部門でございます。

これは適切に運営されているものと認めます。

次、衛生部門でございます。

黒川浄斎場は、民間委託により24時間の予約システム運用により、受付事務の迅速化と行政サービスの向上が図られ、今後も適切な運営に努めていただきたいと。

環境衛生センターにつきましては、新設整備までの間、必要最小限の経費で維持管理に努めていただくとともに、新設されるし尿処理施設については、市町村と協議を進め、事業費の抑制に努め、市町村の財政負担が大きくなるよう検討して進めていただきたいと思っております。

環境管理センターにつきましては、24時間焼却施設稼働により修繕を要する箇所が発生していることから、修繕経費が増加傾向にあります。調査点検には詳細に行い、今後再び火災の発生しない体制を整えていただくとともに、ごみの減量化は経常経費削減に直結するので、循環型社会形成推進計画の減量化について、目標達成に向け、具体的な施策を関係市町村と連携を図り、一層強化していただきたいと思っております。

一般廃棄物最終処分については、埋立率が令和6年3月末で59.7%となっており、埋立期間の延命化に努めるとともに、適正な施設の維持管理及び浸出水処理水の水質管理に努めていただきたいと思っております。

それから、処理水運搬車ですが、7ページをお開きいただきたい。

ここでちょっと訂正させていただきます。2行目の約100万キロからの運航停止となっておりますが、運航の航の字が間違っておりましたので、銀行の行に訂正していただきたいと思っております。

処理水運搬車につきましては、計画的に修繕に努め、長期にわたり運行停止にならないことを求

め、作業車両の公用車更新につきましては、購入方法、更新時期を検討し、計画的な更新を求め
るのでございます。

次、消防部門でございます。

消防においては、令和5年度に3両の消防車両の更新が進められ、消防力強化が図られたことで、
今まで以上に災害時の迅速な対応を期待するものです。

今後も企業進出により、これからますます発展していく富谷・黒川地域に、真に必要な資機材を
精査し、過度な装備になることなく、計画的な消防力強化を図り、今後も地域の安心・安全の確保
に努められたい。

令和8年度の新消防庁舎開始までは、消防本部黒川消防署の維持管理について、労働環境が低下
しないように努め、必要最小限の経費で庁舎の維持管理に当たっていただきたいと思ひます。

4、介護認定審査会特別会計、次の9ページ、この障害支援区分認定審査会特別会計につしまし
ては、記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思ひます。

続きまして、10ページをお開きいただきます。

6、病院事業会計でございます。

(1) 事務量 (2) 収益的収支 (3) 資本的収支につきましては、記載のとおりでございますの
で、御確認いただきたいと思ひます。

11ページをお願いいたします。

病院の利用状況についてですが、入院患者数は一般病棟延べ2万7,214人、回復期リハビリステ
ーション病棟は延べ1万5,943人、外来患者数は延べ5万3,463人の利用状況でありました。

また、診療に係る指定管理者の職員数は216人で、常勤医師は前年と同じ15人でありました。

病院事業収益では、営業収益2億303万3,000円となり、前年度比1.2%の減となりました。医
業収益は、救急医療確保に要する市町村負担金1,000万円が収益であります。

医業外収益は企業債償還利子と人件費を含む維持管理に係る市町村負担金の主な収入でありま
す。

病院事業費用については、利用料金制移行に伴い、健康保険等診療報酬交付金はほぼなくなり、
代行時の未収金のみとなっている状況であります。

事業費用は、3億6,488万3,000円であり、前年度比6.4%の減となっております。

また、近年の物価高で、ますます厳しい経営環境の中、計画的に医療機器の更新を実施しました。
最新の医療機器で受診できることは、患者にとって安心にもつながるので、引き続き計画的な整備

に努めていただきたい。

平成9年に供用開始した病院は、27年経過しており、建物の延命化について点検調査を実施し、長命化計画を策定するなど、方向性の検討を求めるものでございます。

公益社団法人地域医療振興協会に管理を委託して19年が経過しておりますが、指定管理においては、経営改善を図りながら、医師体制の充実、介護及び保健予防事業など、地域医療の確保に努めるとともに、在宅支援病院として24時間医療体制、在宅患者訪問の地域医療充実を望むところでございます。

また、令和6年度において、公立黒川病院経営強化プランに従い、目標達成に向けた具体的な取組を着実に実施することを求め、未収金回収等については、指定管理者と連携を図り、縮減に努めていただきたいと思っております。

特に、債権放棄による不納欠損処分を実行する場合には、地域住民の理解が得られるような適切な処分を行うことを望むものでございます。

次に、令和5年度は病院の照明をLED化したことによりまして、病院外来環境の改善、電球の削減、環境負荷の低減が図られ、事業実施の効果が見られたことは評価できるものでございます。

12ページをお開きいただきます。

7、訪問看護ステーション事業会計決算でございます。

(1) 業務量 (2) 収益的収支につきましては、記載のとおりでありますので、御確認いただきたいと思っております。

それから、訪問看護ステーション事業会計については、令和3年度に代行制から利用料金制に移行したことによって、収支がおおむね発生しない状況となっております。

事業については、病院の付帯事業として、会計を病院事業会計と統合を図るよう検討を求めるところでございます。

13ページをお願いいたします。

8、公有財産調書につきましては、令和4年度と同じ数値で記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

14ページをお開きいただきます。

(2) 基金ですけれども、財政調整基金決算年度末現在高が2億9,938万5,000円となっております。

決算年度中の増減でございますが、増加分につきましては、前年度決算剰余金5,100万円、指定

管理者貸付金 7,886 万 2,000 円の予算積立てで、減少分は消防車両更新事業充当の 2,355 万 6,000 円、一般会計の繰出しであります。

(3) 物品につきましては、前年と同じく決算年度末現在で、車両 45 台となっております。

(4) 債権につきましては、指定管理者貸付金、それから公益社団法人地域医療振興協会による貸付けでございます。

決算年度末残高が 7,714 万 3,000 円、年度中に償還がありまして、642 万 9,000 円の減となっております。

これにつきましては、指定管理者貸付金の元金返済でございます。

以上が、各種会計の決算審査の意見でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、開会前に差し替えさせていただきました。それは、ページ、3 ページ欠落しておりましたので、差し替えさせていただきました。

続きまして、令和 5 年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書をお出しいただきたいと思っております。

1 ページをお開きいただきます。

令和 5 年度黒川地域行政事務組合財政健全化意見について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

1、審査の対象 令和 5 年度公営企業会計に係る資金不足調書、これは 3 ページに記載されております表のとおりでございますので、御確認いただきたいと思っております。

2 ページをお開きいただきます。

2、令和 5 年度病院事業会計経営健全化 1 件でございます。

(1) 審査の概要、この経営健全化審査は、理事長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

(2) 審査の結果、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項、資金不足は発生しておらず、特に指摘する事項はありませんでした。

3、令和 5 年度訪問看護ステーション事業会計経営健全化意見書でございますが、これは病院事業会計と同じ内容となっておりますので、省略させていただきます。

以上が、令和5年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査に関する意見でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 以上で、代表監査委員による決算審査についての意見を終わります。

暫時休憩をいたします。11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（渡辺良雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 認定第1号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（渡辺良雄君） 日程第4、認定第1号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に各担当部署へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 議案書の4ページ目をお開き願います。

認定第1号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

お配りしております別冊の各種会計決算書にて御説明を申し上げます。

なお、別冊の決算附属資料につきましては、歳入歳出の詳細な決算概要を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。また、これまで決算附属資料に記載しておりました財産に関する調書につきましては、令和5年度決算につきましては、決算書の83ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

それでは、決算書の3ページ、4ページを御覧願います。

一般会計の歳入歳出決算でございます。

3ページ目下段の歳入合計でございます。

予算現額26億67万8,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の25億6,737万2,764円となっております。

続きまして、5ページ、6ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。

予算現額 26 億 67 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 25 億 1,382 万 4,244 円でございます。

歳入歳出差引額は 5,354 万 8,520 円でございます、そのうち 2,500 万円を基金繰入れさせていただくものでございます。

続きまして、37ページを御覧願います。

一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は 1,000 円単位となっております。

1、歳入総額、2、歳出総額、3、歳入歳出差引額は、それぞれ先ほど御説明したとおりでございます。

区分4、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、(2)の繰越明許費繰越額としまして 500 万 8,000 円でございます。したがって、区分5の実質収支額は 4,854 万 1,000 円となり、そのうち 2,500 万円を財政調整基金へ繰り入れするものでございます。

続きまして、一般会計の歳入決算を、本決算となります。決算書の 11 ページ、12 ページを御覧願います。

1 款 1 項 1 目市町村負担金につきましては、歳入済額が 21 億 7,719 万 8,000 円でございます、こちらにつきましては、組合規約に基づきまして、各事業ごとの負担割合により納入をいただいているものでございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目衛生使用料は、851 万 3,000 円で、斎場使用料でございます。

同じく 2 目総務使用料は、43 万 156 円、組合が所有しております各施設内の電力柱、電話柱の占有料ですね、各施設に設置しております自動販売機の設置使用料でございます。

続きまして、2 款 2 項 1 目衛生手数料は、445 万 6,500 円でございます。し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。

同じく 2 目消防手数料は、351 万 6,000 円で政令によります消防危険物施設の許可申請書等の手数料でございます。

決算書 13 ページ、14 ページを御覧願います。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金は、656 万 2,040 円でございます。そのうち廃棄物処理施設のモニタリング等事業費補助金は、東日本大震災の福島原子力発電所事故に伴いまして、放射性セシウム の測定を実施した事業費に対して、補助を受けたものでございます。

続きまして、4款1項1目消防費県委託金は、6万4,297円で宮城県からの移譲事務交付金でございます。

続きまして、5款1項1目財産貸付収入は、2万8,500円で、旧衛生処理場の跡地の電話、電力柱の占有料でございます。

同じく2目利子及び配当金は、3,859円で、財政調整基金の預金利子でございます。

続きまして、5款2項1目物品売払収入は、308万4,100円で、公用車2台とアルミの売払収入でございます。

続きまして、6款1項1目財政調整基金繰入金は、2,355万6,000円で、財政調整基金を繰り入れたものでございます。

次、続きまして、7款1項1目繰越金は、1億1,271万525円で、前年度からの繰越金でございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

8款1項1目組合預金利子は6,370円で、歳計現金の預金利子でございます。

続きまして、8款2項1目公営企業貸付金元利収入は、659万2,502円で、公立黒川病院の指定管理者への貸付金の元利収入でございます。

続きまして、8款3項1目消防費受託事業収入は、217万6,180円で、高速道路救急業務支弁金は、高速道路での救急業務の支弁金でございます。

新型コロナウイルス感染患者移送協力金につきましては、宮城県との覚書に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者を各医療機関などへ移送する協力金でございます。

8款4項1目雑入は、6,487万4,735円で、主なものは再資源物売払代の1,762万8,378円、再商品化配分金813万5,753円でございます。

続きまして、9款1項1目消防債は、1億5,360万円で、救助工作車、高規格救急車更新事業で借入れを行ったものでございます。

以上、一般会計の決算概要及び歳入決算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計の歳出決算につきましては、各担当者より御説明を申し上げますので、よろしく願います。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書につきましては、17、18ページ、あとお配りしておりました決算附属資料につきましては、

14ページをお開き願います。

初めに、1款議会費でございます。

予算現額252万8,000円に対しまして、支出済額237万143円、15万7,857円の不用額となっております。議会費は、議会を開催するために要した費用となります。令和5年度は決算附属資料に整理しておりますとおり、定例会が3回、臨時会が3回おのおの招集され、33件の案件につきまして御審議いただきました。また、全員協議会は5回開催いただきまして、記載の案件について説明を行い、議会において御理解をいただいたものでございます。

議会費の主な支出の内容につきましては、議員の皆様方への報酬、費用弁償、会議録の筆耕翻訳料等でございます。

次に、2款総務費でございます。

予算現額2億2,517万4,000円に対しまして、支出済額2億2,394万3,469円、123万531円の不用額となっております。

1項総務管理費1目一般管理費につきましては、支出済額1億4,220万4,859円で、組合事務所の運営に要した経費でございます。

決算附属資料は、15ページからとなりますので併せて御覧願います。

1節報酬は、理事会の報酬、情報公開個人情報保護審査会委員の報酬でございます。

2節、3節、4節は、助役及び総務課、財政課職員12人に係る給与等の人件費でございます。

8節旅費、費用弁償は、個人情報情報公開審査会開催時の委員に対する交通費で、普通旅費は職員研修の際に要した日当車賃でございます。

9節交際費は、理事長交際費でございます。

10節需用費につきましては、総務課、財政課の事務経費、例規集追録の印刷費、組合事務所の光熱水費、公用車1台の維持管理経費について消耗品をはじめ燃料費等の各費目から支出したものでございます。

11節役務費につきましては、通信運搬費は総務課、財政課に係る電話料、郵便料、次の19、20ページにまいりまして、各種手数料の主な支出としましては、決算附属資料に記載しておりますが、職員の能力向上を目的とした組合内部研修時の講師派遣手数料、ほかに公有財産オークションのシステム利用等でございます。その他、健康診断料、理事会会議録筆耕翻訳料、各種保険料等を支出したものでございます。

12節委託料につきましては、支出済額が1,166万881円で、こちらはサーバー及びパソコン等の電

算機器の保守及び各種財務会計システムの保守など、電算機器関係の業務委託が主な支出であります。

そのほかの支出につきましては、労働安全衛生関係としまして、産業医委託、ストレスチェック業務委託、そのほか組合事務所の施設保守関係としまして、施設警備業務、自動扉の保守点検、空調設備の保守点検の委託、事務所清掃業務委託となっております。

そのほかに職員の給与支給に係る給与計算の電算業務、あと地方公共団体個人番号システムのサポート保守、そのほか公会計整備業務等の委託経費を支出しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、支出済額が942万8,485円で、主な支出としましては業務で使用いたしますサーバー及びパソコン等の電算機器類の賃借料でございます。

そのほか、複写機の賃貸借料、例規執務サポートシステムの使用料、グループウェア、オフィスソフトの使用料等を支出しております。

17節備品購入費につきましては、支出済額が1,766万8,090円で、決算附属資料に記載しておりますが、業務で使用します消防部局、環境管理センターに配置のパソコンの更新を行ったものでございます。その他研修用の機材として、プロジェクターやスクリーン等を購入したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、宮城県市町村職員研修所の各種研修に係る負担金が主な支出でございます。受講実績につきましては、決算附属資料17ページに記載のとおりでございます。

2目文書広報費でございます。支出済額が254万1,511円で、年4回発行しております広報くろかわの発行経費として支出したものでございます。

3目の財政管理費につきましては、支出済額が7,886万2,000円で、財政調整基金の預金利子と会計年度におけます歳入歳出の精算額を積み立てたものでございます。また、病院事業貸付金につきましては、指定管理者からの償還分を基金に積み立てております。

決算書、21、22ページにまいりまして、4目公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費として、2万1,000円を支出したものでございます。

以上が、総務費の1項総務管理費でございます。

2項監査委員費につきましては、予算現額36万1,000円に対しまして、支出済額31万4,099円、4万6,901円の不用額となっております。監査委員費につきましては、例月出納検査、決算審査、定例監査に要した経費で、監査委員への報酬、費用弁償が主な支出でございます。

以上が議会費、総務費の決算についての概要でございます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、続きまして3款民生費について御説明いたします。

決算書、引き続き21ページ、22ページ、決算附属資料のほうは18ページを御覧ください。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。予算額8万円に対しまして、支出済額4万2,951円、3万7,049円の不用額となっております。10名の委員で構成する老人ホーム入所判定委員会を年2回開催しまして、12件の事案について審査を行っておるものでございます。

これらの判定委員会運営に要した経費を、委員謝金をはじめまして、需用費は施設設備修繕料としてコピー代、通信運搬費につきましては郵便料と、各節から支出しております。

以上が民生費でございます。

続きまして、4款衛生費につきまして御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費でございます。衛生費全体で予算額6億6,871万1,000円に対しまして、支出済額6億4,819万3,144円で、2,051万7,856円の不用額となっております。

続きまして、衛生費の各経費について御説明をいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

附属資料は、19ページを御覧ください。

衛生総務費につきましては、衛生部門、各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費であります。予算現額1,922万5,000円に対しまして、支出済額1,901万3,043円で、21万1,957円の不用額となっております。

2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員3名に係る人件費でございます。

10節需用費から11節役務費までは、消耗品費や公用車管理経費などの經常経費に支出しております。

12節委託料、18節負担金、補助及び交付金、26節公課費などにつきましては御覧のとおりとなっております。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明いたします。

火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に関する経費でございます。予算額3,542万5,000円に対しまして、支出済額3,426万9,214円で、115万5,786円の不用額となっております。

23、24ページを御覧ください。

火葬場の管理につきましては、平成26年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。

10節需用費は、火葬用消耗品、火葬用灯油代、光熱水費のほか、施設の各種修繕などの運転管理経費でございます。

11節役務費から12節までは、電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託の1,719万3,000円をはじめとしました庭園管理業務委託、清掃業務委託などの各種委託業務の経費に支出しております。

13節使用料及び賃借料は、空調施設、AED、LED照明器具などの賃借経費となっております。

14節工事請負費は、計画的な火葬炉の設備修繕工事の補修経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、黒川地区危険物安全協会と、防火管理協議会への負担金となっております。

続きまして、4款2項1目し尿処理費について御説明いたします。

し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でございまして、予算現額6,704万円に対しまして、支出済額6,251万996円、452万9,004円の不用額となっております。

し尿処理施設の管理につきましては、平成23年度から民間委託しておりまして、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。

10節需用費は、機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油代、光熱水費、し尿処理用の薬品代及び修繕料等の運転管理経費でございます。

11節役務費は、通信運搬費のほか、汚泥焼却灰のばい煙測定やダイオキシン検査などの公害防止のための各種検査経費でございます。

12節委託料は、し尿処理施設管理委託業務1,991万円をはじめとしまして、今後予定されております施設の更新事業に係る汚泥再生処理センター整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務委託653万4,000円などの委託業務を行っております。

次の25、26ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料は、環境衛生センターから吉田川まで続く放流管の一部が、個人の敷地を通過するため、その分を賃借するための賃借料となっております。

14節工事請負費は、施設の安全と機能維持を図るために必要な工事を計画的に行っております。

18節負担金、補助及び交付金は、黒川地区危険物安全協会に対する補助金となっております。

26節公課費につきましては、汚泥負荷量賦課金への支出となっております。

なお、し尿処理施設の主な実施概要につきましては、決算附属資料の20ページ、21ページを御覧
いただきたいと思います。

ここまでの衛生費の説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 環境管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 続きまして、4款2項2目ごみ処理費について御説明いた
します。

決算書25、26ページ、決算附属資料につきましては、22ページをお願いいたします。

ごみ処理費につきましては、各種処理施設の管理運営に要する経費でございます。予算現額5億
2,181万7,000円に対しまして、支出済額4億7,312万319円で、1,088万3,681円の不用額となってお
ります。

1節報酬は、会計年度任用職員7名分に係る報酬となっております。

2節給料から4節共済費までは、ごみ処理施設勤務職員10名分に係る給与手当等及び会計年度任
用職員7名に係る人件費でございます。

8節旅費につきましては、会計年度任用職員5名に係る通勤手当相当の費用弁償となっております。

10節需用費は、各施設で使用します消耗品費や燃料、光熱水費、印刷製本費、薬品費、施設の修
繕料でございます。支出済額が1億1,591万8,944円となっており、消耗品の主なものは、決算附属
資料22ページに記載がございます、ごみ焼却施設公害監視装置に使用しますHCL吸収液購入代、
同じくごみ焼却施設炉内監視カメラ用耐熱ガラスの購入代、同じく炉内で使用します、火格子ブロ
ックや側面火格子、路面に水を噴霧するための噴霧ノズル、中央制御監視室用監視機器用HDフィ
ルター及びフィルター等の購入代となっております。

粗大ごみ処理施設におきましては、回転破碎機用のハンマー等部品購入代、公用自動車につつま
しては、灰出し運搬車用の普通タイヤ、スタッドレスタイヤ、それとフォークリフト用のタイヤ購
入代でございます。

続きまして、燃料光熱水費につきましては、各施設の電気代、水道料、ごみ焼却施設の使用燃料
でございます、A重油代となっております。

印刷製本費につきましては、ごみの分別と出し方の印刷製本代となっております。こちら2万部
を印刷しているものでございます。

決算附属資料23ページをお願いいたします。

薬品費につきましては、焼却使用施設で使用いたします排ガス中のダイオキシン類や飛灰中の有害物質の飛散溶出を抑える薬品の購入費でございます。

また、修繕料は、主に各施設設備の修繕、公用自動車の修繕に係る支出となっており、施設の突発的故障により実施した緊急修繕や、灰出し運搬車、各公用自動車車検整備等に係る支出でございます。

以上が需用費、各費目から支出したものでございます。

続きまして、11節役務費、決算附属資料23ページ下段になりまして、決算書、通信運搬費といたしまして、電話料、使用料、使用済み乾電池運搬料、各種手数料として主に焼却施設ばい煙等測定業務や、焼却施設ダイオキシン類測定業務などの公害防止に係るもの、トラックスケール法定点検、消防設備点検と電気工作物保守管理業務など、関係法令規則等に基づく検査や点検、測定業務に支出をしたもののほか、職員健康診断料、各施設の火災保険料、自動車損害保険料の支出となっております。

12節委託料、決算書26ページ下段から28ページ上段、決算附属資料につきましては、25ページ中段になります。

支出済額 1億8,507万4,738円となっており、主な委託業務といたしまして、令和5年より令和9年3月まで5か年の運転管理契約を締結いたしました、焼却施設運転管理業務委託料といたしまして1億560万円、焼却施設主要設備点検清掃業務委託といたしまして7,106万円、使用済小型家電リサイクル運搬処理業務委託といたしまして399万4,650円など、各種業務委託料として支出したものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料は、支出済額23万1,099円で、各施設LED照明機器賃借のほか、AED賃借料、複写機賃借等に支出したものでございます。

14節工事請負費でございますが、支出済額8,967万円となっており、ごみ焼却施設整備工事代として4,840万円、粗大ごみ処理施設整備工事代といたしまして792万円、粗大ごみ処理施設火災対策工事といたしまして924万円など、計画的な処理施設維持補修工事と突発的故障により、緊急を伴う修繕工事と合わせて10件の施設整備工事に要した経費でございます。

17節備品購入費につきましては、支出済額28万2,612円で、決算附属資料27ページ中段上を御覧願います。

現場用扇風機2台と絶縁抵抗計1台、草刈機1台、充電式切断機丸のこ1台、デスク用脇机1台を購入したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、環境管理センター周辺対策協議会や、使用済み乾電池広域回収処理連絡協議会への各種負担金となっております。

26節公課費は、汚染負荷量賦課金及び公用車に係る自動車重量税に支出したものでございます。以上がごみ処理費の説明となります。

続きまして、4款2項3目最終処分場費について御説明申し上げます。

決算附属資料につきましては、28ページ、29ページとなります。

最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でございまして、予算現額7,122万7,000円に対しまして、支出済額5,927万2,572円となっており、373万7,428円の不用額となっております。

8節旅費、こちらは特別旅費といたしまして、支出済額が15万6,520円となっております。計画的な資格取得といたしまして、最終処分場管理に必要な廃棄物処理施設技術管理者講習1名分に係る、会場であります神奈川県横浜市までの10泊と11日にかかる出張旅費の経費でございます。

10節需用費、支出済額1,385万539円、不用額が217万461円となっております。

消耗品として水処理施設で使用します水中ポンプ3台の購入や、処理水運搬車用普通タイヤ、スタッドレスタイヤ購入等に要した経費でございます。

燃料費、光熱水費は、施設の電気料、処理水運搬車やダンパー車、大型ホイールローダーの燃料であります軽油代でございます。

薬品費は、水処理施設で使用します各薬品の購入費でございます。

修繕料は、施設設備維持補修や、処理水運搬車やダンパー車並びに大型ホイールローダーに係る車検整備等の公用車両整備修繕料でございます。

11節役務費は、支出済額206万4,410円で、主に水質検査業務をはじめ電気工作物保守管理業務等に要した経費のほか、火災保険料や公用車両に係る自動車損害保険料となっております。

決算附属資料28ページでございます。

12節役務費は、決算書28ページ下段、決算附属資料28ページ中段に参ります。

支出済額2,501万4,919円で、主なものは埋立地覆土整地業務搬入路法面草刈り業務、埋立地残余容量算定業務などの幼齡林下刈りなどの最終処分場施設維持管理業務委託2,090万円をはじめ、砂ろ過活性炭入替え及び処理槽清掃業務委託316万8,000円といった水処理施設のろ過機や各水槽の定期的な清掃等の施設の維持管理に要した委託経費でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、支出済額1万8,184円で、施設LED照明機器賃借料の

支出となっております。

14節工事請負費は、支出済額1,719万9,000円で、浸出水処理施設整備工事、主な内容といたしましては、中央監視室内に設置しております操作盤内の開閉器類の更新、水処理室汚泥供給ポンプ1台の更新、薬注ポンプ10台の更新、脱水機用の脱水助剤自動溶解装置の修繕など24時間稼働しております曝気ブロワー3台のオーバーホールなど、施設維持のために要した経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、支出済額12万1,000円で、先ほど8節旅費でも御説明いたしました廃棄物処理施設技術管理者講習といたしまして、最終処分場コース1名受講に係る負担金でございます。

26節公課費ですが、施設からの処理水を運搬するタンクローリー1台に係る重量税となっております。

以上が最終処分場費でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより昼の休憩に入ります。再開は、午後1時です。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡辺良雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

消防次長山家貴広君。

○消防本部次長（山家貴広君） 4款に続きまして、5款消防費の歳出について御説明申し上げます。

決算書は29、30ページからとなります。なお、各種会計決算附属資料につきましても29ページからとなりますので、併せて御覧願います。

消防費予算現額15億2,922万3,000円に対しまして、支出済額が14億6,441万5,784円、繰越明許費が5,005万円、不用額が1,475万7,216円となっております。

初めに、1項1目常備消防費から御説明いたします。

予算現額11億7,184万5,000円に対しまして、支出済額11億5,770万5,470円で、1,413万9,530円の不用額となっております。

節ごとに御説明いたします。

2節から4節にかけては、職員149人の給料等の人件費でございます。

次に、7節報償費ですが、管内の小中学生を対象に行ったポスターコンクールの各賞の経費でございます。

続きまして、8節旅費ですが、普通旅費につきましては、全国消防長会東北支部事業等の研修会への出張旅費や、各種シンポジウム等、特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う東京研修所での研修や、宮城県消防学校の入校経費などでございます。

続きまして、9節交際費は、消防長の交際費でございます。

次に、10節の需用費ですが、これにつきましては、庁舎管理、総務管理、警防管理、警防救急、警防救助、予防管理と分類され、庁舎管理費に関しましては、庁舎の維持補修に伴う費用でございます。

次に、総務管理費に関しましては、事務用消耗品や被服費など、また各庁舎の燃料費、非常災害出場用の食料費などでございます。

次に、警防管理費に関しましては、警防活動に必要な消耗品の購入や、それらの修繕料でございます。

警防救急費につきましては、救命処置に必要な各種消耗品費や、それらの修繕料のほか、薬品費としまして救命行為に用いるエピネフリンやブドウ糖溶液などの購入費となります。

決算書は31、32ページになります。

警防救助費の消耗品費につきましては、救助活動に必要なエンジンカッターや替え刃等の各種装備品の購入でございます。

施設設備修繕料につきましては、救助活動に必要な機材の修繕料となります。

次に、予防管理費でございますが、消耗品費に関しましては、広報用冊子や広報用横断幕等の購入費でございます。

印刷製本費は、火災予防運動ポスターや幼年消防への感謝状となります。

以上、10節需用費の各管理費支出済額の合計は、487万9,385円となっております。

次に、11節役務費について御説明いたします。

まず、通信運搬費につきましては、主に電話料や指令装置回線等の使用料でございます。

各種手数料につきましては、自家用電気工作物の保守点検や、空気呼吸器点検、空気酸素ボンベの耐圧検査料などでございます。

職員健康診断料につきましては、職員の健康診断、秋と春の年2回実施しております。

次に、12節委託料であります。決算書記載のとおり、庁舎や設備維持管理上の保守業務委託のほか、救命行為を行うためのメディカルコントロール病院からの救命処置の指示、助言、事後検証等の業務委託や各種病院研修などでございます。

次に、13 節使用料及び賃借料につきましては、本部配置の印刷機や各庁舎に設置しています複合機のリース料、消防署所の当直勤務者用寝具の賃借料のほか、有料道路の使用料などでございます。

14 節工事請負費でございますが、工事につきましては、大衡出張所エアコン更新工事のほか、富谷消防署及び大郷出張所の庁舎前敷地舗装工事、また突発的に発生しました署所の補修工事等となっております。

次に、15 節の原材料費でございますが、庁舎等の自己補修のための材料購入費となります。補修剤や塗料等を購入させていただいております。

続きまして、17 節の備品購入費ですが、決算附属資料の 33 ページにて、購入した備品の一部を掲載させていただいておりますが、庁用器具費としましては、各署所の事務椅子やロッカー等の計画的な増強更新、機械器具費としましては、救急や警防救助用備品の購入更新、教材、機材購入費は、幼年消防クラブ員向け防災DVDや、出張所へ新規にビデオプロジェクターを購入し配置しております。

次に、18 節の負担金、補助及び交付金でございますが、負担金につきましては、全国消防長会等の各種団体の会費、また宮城県消防学校や救急救命研修所入所等の研修負担金、各種研修会受講の負担金であり、補助金につきましては、黒川地区少年婦人防火委員会に対しての補助金であります。

22 節償還金、利子及び割引料につきましては、宮城県の移譲事務交付金の返還金でございます。以上が 1 目常備消防費でございます。

続きまして、2 目消防施設費を御説明いたします。

引き続き決算書は 33、34 ページを御覧願います。

消防施設費は、通信指令施設及び消防本部黒川消防署新庁舎、また消防車両等に係る経費でございまして、令和 4 年度から繰越明許されました 6,083 万円を含めまして、予算現額 3 億 5,737 万 8,000 円に対しまして、支出済額が 3 億 671 万 314 円で、令和 6 年度への繰越明許が 5,005 万円、不用額は 61 万 7,686 円となります。

令和 6 年度への繰越明許に関しましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車更新に伴う費用となっております。

それでは、節ごとに御説明させていただきます。

まず初めに、10 節の需用費でございますが、消耗品費につきましては、消防車両等のタイヤ更新の経費であり、そのほか車両の維持管理に必要な機械用消耗品の購入となっております。

燃料費につきましては、消防車両等 28 台分の燃料となっております。

施設設備修繕料につきましては、無線機を含む通信機器の修繕料となっております。

車両整備修繕料につきましては、車検整備 11 台分ほか定期点検整備並びに消防ポンプ自動車及び救急自動車等の修理などに要した経費となっております。

以上 10 節需用費の支出済額は、1,506 万 2,115 円となっております。

次に、11 節役務費について御説明いたします。

通信運搬費としまして、外国語による 119 番通報に対応するための 3 者間同時通訳多言語対応利用料や、Net 119 緊急通報システム基本利用料でございます。

各種手数料につきましては、車検対象車の検査手数料や、消防救急デジタル無線免許更新のための申請手数料となっております。

また、自動車損害保険料としまして、自賠責保険料及び自動車損害共済分担金で、ボートトレーラーを含む 30 台分の保険料となっております。

次に、12 節の委託料でございますが、主に消防本部、黒川消防署新庁舎実施設計業務委託となりまして、前年度から繰越明許されました費用が 6,083 万円、そのほか無線局定期検査業務委託料等で 6,145 万 4,305 円の支出済額となっております。

13 節使用料及び賃借料でございますが、これは全更新前の旧システムの一部更新費用でございます。

続きまして、14 節工事請負費でございますが、大衡出張所電話設備の全更新工事を行っております。

次に、17 節の備品購入費につきましては、所轄系無線機の更新と救助工作車、高規格救急車の計 2 台の更新費用となっております。

26 節公課費に関しましては、車検対象車の自動車重量税でございます。

以上が 2 目消防施設費の概要でございます。

以上で、令和 5 年度 5 款消防費の説明を終わります。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、決算書 33 ページ、34 ページ、同じページになります。

6 款公債費になります。

予算現額 1 億 7,486 万 2,000 円に対しまして、支出済額が 1 億 7,485 万 8,753 円となっております。

衛生債が 12 件、消防債が 9 件の元利利子の償還金でございます。

続きまして 35、36 ページを御覧願います。

7 款になります。予備費です。

予算現額 10 万円に對しまして、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4 番伊藤嘉樹君。

○4 番（伊藤嘉樹君） まず初めに、一括質疑になるんですが、少し項目があるので長くなるんですが、答弁調整済みですので御安心して議事進行お願ひいたします。

それでは、決算書 20 ページ、2 款 1 項 1 目 12 節委託料、備考欄等に説明はないんですが、消防職員の採用試験は委託していると伺っております。ここに関連して、組合ホームページでも公開されている令和 6 年版消防年報を確認しますと、現在の黒川消防の現有消防力として人員が 151 名、車両が 13 台、署所が 4 か所となっておりますが、指針消防力と乖離が見られます。

特に、署所の数、救急車の台数、そして人員の充足率が特に低いことが気になっておりますが、ここで伺いをいたします。

充足率を上げるために、まずは採用の強化が必要だと考えますが、採用の現状と問題点を伺ひいたします。

また、ほかの消防本部では実績のある消防士の U ターン就職についての検討状況を伺ひます。

続きまして、令和 6 年度職員採用統一試験案内を拝見いたしました。受験資格に採用された場合、消防本部の管轄区域内に居住できることとの条件がございます。一方で、厚生労働省の公正採用選考特設サイトなるページがありまして、ここには雇用主の採用の自由は、応募者の基本的人権を侵してまで認められるわけではありませんと記載がございます。

つまりは、公共の福祉に反しない限り、居住移転の自由を有するとうたう日本国憲法第 22 条には抵触しませんでしょうか、伺ひます。

また、この制限を受ける例として、自衛隊法第 55 条指定場所に居住する義務などがありますが、消防法や消防組織法に同様の条文はありますか。

続きまして、一方私は、管轄区域外に居住しても消防吏員としての職責は十分に果たせると考えております。黒川 4 市町村それぞれの役場職員も、黒川地域外に居住する方も多くいらっしゃいます。また、黒川地域は、その生活圏、経済圏が大崎市、大崎地方や仙台市とも隣接、もしくは同一と考えられる状況であり、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中で、優秀な人材を広く求める

には、時代にそぐわない条件の附帯はすべきではないと考えますが、見解を伺います。

続きまして、決算書 30 ページ、5 款 1 項 1 目 17 節備品購入費であります。

詳細について決算附属資料 33 ページ、34 ページの実施概要及び成果欄になりますでしょうか。災害時ウェブ会議用パソコン購入とございます。ここ数年はコロナ禍で、オンラインでの会議や打合せが増大していたと思われませんが、専用パソコンを購入する前はどのように対応されていましてでしょうか、お伺いをいたします。

また、指揮対応タブレット端末及びプリンター購入と記載がございます。各隊へのタブレット等携帯端末の配備状況及びその利用状況、そして、それらの器材がオンライン化がなされているかどうかを伺います。

最後に、宮城県内でドローンを配備していない消防本部は、黒川消防のみとお伺いしております。一例になりますが、福島市などでは先進事業としてではありますが、消防団がドローンの運用のための研修などを始めていると伺っております。本消防では、今後ドローンの購入及び運用が検討されていますか、伺います。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

消防職員の採用の関係ですけれども、令和 2 年度に定数を 145 人から 167 人に改正しまして、以後 4 名程度の採用を計画しまして、人員の強化を図ってきたところでございます。

現在消防職員の年齢構成にばらつきがあるため、構成の平準化を図るため、新卒者を中心に採用を行っておるところでございます。

今年度は、受験者獲得のため、25 歳まで受験資格を拡大しておりまして、受験資格の年齢以内であれば、経験者の受験採用はできるものと考えております。

採用の関係は以上となりまして、管内居住の関係については消防のほうで回答させていただきたいと思っております。

○議長（渡辺良雄君） 消防次長山家貴広君。

○消防本部次長（山家貴広君） 私のほうでは、自由を有するとうたう日本国憲法に抵触しませんでしょうか、また、自衛隊法のような居住地に関する義務はありますかに関しまして、まずお答えさせていただきます。

消防法には、自衛隊法のような条文はございませんが、受験資格の採用時に管内に居住できる人

につきましては、災害発生時に人員を確保するために、管内に居住していただくこととしているものでございます。

消防の業務は、地域住民の安全を守ることが使命でありますので、公共の福祉に当たるとの考えから、そういった内規を定めまして管内居住を基本としまして、特別な事情がある場合には、消防長が許可した上で管内以外の居住を認めております。

また、県内の消防本部でも半数以上が居住地に採用後に、管内居住するということを受験資格としているところでございます。

次に、優秀な人材を求める上での御質問に対してですが、先ほど述べましたとおり、災害発生時の人員を確保するために、管内に居住していただくことを原則としているものでありますから、またそれに関しましても事情を鑑みた特例を認めているところでして、優秀な人材を求める、そういったことに関しましては、受験資格の年齢層や、年齢幅や要件等、その他の部分で応募者が増えるような工夫を図っているところでございます。

次に、災害時ウェブパソコンを購入する前はどのようにしていたかということだったかと思えます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、ウェブ会議の件数が増えましたことから、組合におきまして組合事務所と消防本部にネットワーク環境をまず構築した年がございました。そうしましたことから、2か所でのウェブでの対応は以前から可能であったものでしたが、令和5年度においてはさらに拡充を図りまして、水害時に署所の連絡が困難になった場合等を踏まえまして、消防署所にもその対応をできるようにネットワーク環境を構築したものでございます。

そして、指揮隊タブレットの端末の配置状況、利用状況、またオンライン化についてお答えいたします。

指揮隊タブレットは、指揮隊を有する黒川消防署と富谷消防署の2か所に整備いたしました。利用状況としましては、常に指揮車に積載しておりまして、災害出場の際に現場に持っていきます。防火対象物や危険物施設の災害等の際には、現場において、そのデータに登載されている図面であったり、関係者情報、危険箇所の掌握等に利用しております。

それらのタブレットは、オンライン化はしておらず、オフラインで運用しておりまして、出場車両には、別途スマートフォンを全車両積載しているものですから、連絡体制や、写真や動画などの共有はそちらを用いて行っているところでございます。

続きまして、ドローンに関しての御説明、回答に関しましては、担当警防課長よりお答えさせていただきます。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長中島 猛君。

○消防本部警防課長（中島 猛君） 私のほうから、ドローンのほうでの件につきまして御説明いたします。

ただいま宮城県内でドローン事業等を行っていない消防本部は黒川消防本部のみとなっております。

山岳救助や水難救助などの災害において、ドローンは要救助者の位置、早期発見につながるものと思っております。とても有効な資機材と考えております。

消防本部内では、今後必要な資機材といたしまして、現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 長くいろいろと質疑させていただきましたが、人員の不足であるとか、一部機材の不足等々あることは間違いないと思います。

なぜこれをお伺いしたかという、地域住民の生命財産をまさに体を守っていただいている消防職員の処遇であるとか、労働環境の改善は急務だと思っております。本件に対して当局の見解をぜひ浅野理事長から一言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 理事長というお話でしたけれども、いろいろと御意見いただきましてありがとうございました。

まず、採用の関係なんです、やはり優秀な人材を求めるという意味で、現在としましては、ホームページなどにも掲載して募集します。結構いろんなところから募集がまいります。東京のほうなどで専門学校で学んでいる方とか、そういう方もいらっしゃいますし、広い範囲からいただいておりますが、当初消防といたしましては、採用された場合、消防吏員の勤務の特殊性から、黒川地域内にお住まいいただけますかということで、それを了解いただいた中で、面接の中でもそれを言いまして、確認しております。

これは以前から、消防本部から、どの程度の距離がいいかということは、黒川行政の中でも昔から距離で定めたらいいんじゃないかというような話とかいろいろあったんですが、現在としましては黒川地域に住んでもらうということで、来ているわけでございます。

ただ、消防職員もいろいろ家族とか、いろんな事情がございますので、そういう意味で内規を設けまして、消防組織法上の任命権者であります消防長に対して、当の職員が申請をして、それをい

ろいろ勘案して、何ていうんですかね、やむを得ない事情の場合は、地域外に住んでもよろしいというふうなことでしているわけでございまして、そういうことでございます。

いろいろな場所から募集来ているので、面接をしますとかなり優秀な人材が来ているということは、議員の皆様にも御報告したいというふうに思っております。

それから、消防施設面の消防力の関係だったんですが、ドローンのお話もありましたけれども、ありがとうございます。その辺担当のほうで消防力の基準というのがございますので、ただ財政的な事情もありますので、その辺を勘案して、案をつくって、これから理事会のほうにも提案してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 決算書の20ページの17節の備品購入費の庁用器具費についてお伺いいたします。

御説明によりますと、パソコンの更新というお話でございましたが、この更新台数と更新期間について御説明をお願いいたします。

続きまして、24ページの12節の委託料の低圧深層コンデンサーPCB分析交換業務委託についてお伺いします。

附属資料のほうには、PCBを含まないコンデンサーを交換したというふうに記載がございますが、この分析の結果PCBを含んだコンデンサーというのはなかったという理解で合っているかどうか。

以上、2点お伺いをいたします。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、質問にお答えいたします。

総務費の備品購入費の関係ですけれども、昨年度、先ほども御説明しましたが、消防部局環境管理センターの業務用パソコンを更新しております。台数につきましては、クライアントパソコンが61台、あとモノクロプリンターが5台、カラープリンター4台となっております。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

低圧深層コンデンサーPCB分析に関しましては、分析の結果、PCBは含まれていなかったという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 機器の更新体制について御説明がございましたが、更新期間についても、詳細についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） パソコンの更新の期間ですけれども、今回のリース期間満了に伴いまして、5年使いまして、使用しまして更新したものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、認定第1号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5 認定第2号 令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定

○議長（渡辺良雄君） 日程第5、認定第2号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、御説明させていただきます。

議案書の5ページをお開き願います。

認定第2号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の38、39ページをお開き願います。

介護認定審査会特別会計の歳入歳出決算でございます。

38ページの下段の歳入合計でございます。

予算現額1,306万1,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の1,306万8,644円でございます。

続きまして、40ページ、41ページをお開き願います。

下段の歳出合計でございます。

予算現額1,306万1,000円に対しまして、支出済額は1,212万7,591円でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は1,000円単位となっております。

区分1、歳入総額、2、歳出総額はそれぞれ先ほど説明したとおりでございます。

3、歳入歳出差引額は94万1,000円で、区分4、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、区分5の実質収支額は94万1,000円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、令和5年度介護認定審査会特別会計決算について御説明いたします。

決算の総額につきましては、先ほど会計管理者が説明しておりますので、決算書46、47ページをお開き願います。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算現額、収入済額ともに1,198万7,000円となっております。各市町村からの負担金につきましては、富谷市から413万5,000円、大和町から427万6,000円、大郷町から189万8,000円、大衡村から167万8,000円をそれぞれ頂いているものでございます。

2款1項1目繰越金につきましては、105万9,403円となっております。

3款諸収入でございますが、こちらにつきましては、民生費受託事業収入といたしまして2万2,200円、こちらにつきましては生活保護受給者の介護認定審査会の受託金としまして、1件当たり3,700円で6件分ということで調定しているものでございます。そのほかにつきましては、預金利子でございます。

次のページ、48、49ページをお開き願います。

歳出の事項別明細の御説明を申し上げます。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、予算現額1,306万1,000円に対しまして、支出済額1,212万7,591円で、93万3,409円の不用額となっているものでございます。

1 節の報酬につきましては、介護認定審査会委員の報酬627万4,500円を支出しております。

2 節、3 節、4 節につきましては、介護認定審査事務につきましては業務課 5 人が兼務で行っているところではございますが、主に事務処理を行っている職員 1 名分のみを、こちらのほうの人件費として特別会計から支出しているものでございます。

8 節の旅費につきましては、審査委員に対しての費用弁償51万2,392円になっております。

10 節の需用費につきましては、資料作成に要しましたコピー用紙及び保存用のファイル等の消耗品、それからコピー代でございます。

11 節役務費につきましては、資料発送に係る郵便料、それから担当職員の健康診断及び審査委員に係る保険料でございます。

12 節委託料につきましては、機密文書でございます審査会資料について、個人情報保護を図りながらリサイクルするための業務委託及び担当職員の給与電算委託でございます。

13 節使用料及び賃借料につきましては、年度初めに行われる介護認定審査会の全体会につきましては、組合事務所、会議室では手狭のため、大きな会場であるまほろばホールをお借りして行った賃借料というものでございます。

決算附属資料のほう、39ページお開き願います。

こちら39ページ以降につきましては、実際の審査件数等々を市町村別、それから年代別にまとめておりますので、おのこの御参照願いたいと思います。

以上で、介護認定審査会特別会計の決算説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第 5、認定第 2 号令和 5 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 6 認定第 3 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第6、認定第3号令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書6ページを御覧願います。

認定第3号、令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の51、52ページを御覧願います。

下段の歳入の合計でございますが、予算現額117万1,000円に対しまして、調定額、収入額ともに同額の121万7,441円でございます。

続きまして、53ページ、54ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額117万1,000円に対しまして、支出済額は109万5,728円でございます。歳入歳出差引残額12万1,713円につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

63ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は1,000円単位となっております。

区分4の翌年度への繰り越す財源がございませんので、区分5の実質収支額は12万1,000円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計について説明いたします。

決算の総額につきましては、先ほど会計管理者が説明しておりますので、省略させていただきます。決算書59ページ、60ページをお開き願います。

歳入歳出事項別明細書の歳入の分について御説明申し上げます。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算額116万9,000円に対しまして、同額の116万9,000円の収入済額ということになります。富谷市から45万2,000円、大和町から39万3,000円、大郷町から16万8,000円、大衡村から15万6,000円をそれぞれ頂いているということになります。

2款2項2目繰越金につきましては、4万8,437円、その他3款諸収入につきましては、預金利子で4円という形になっているものでございます。

次のページ、61ページ、62ページをお開き願います。

歳出の事項別明細でございます。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費での支出でございますが、117万1,000円の予算額に対しまして、支出済額が109万5,728円で、不用額が7万5,272円となっております。

1節の報酬につきましては、こちらも障害支援区分認定審査会委員の報酬90万9,700円を支出しているものでございます。

8節の旅費につきましては、審査会委員に対しましての費用弁償9万7,495円でございます。

10節需用費につきましては、資料作成に要しましたコピー用紙及びコピー代等でございます。

11節役務費につきましては、資料発送に係る郵便料ということでございます。

附属資料44ページをお開き願います。

こちらにつきましても、介護認定審査会同様、障害支援区分認定審査会の審査件数の内訳等々を年度別、それから市町村別にまとめているものでございますので、おのおの御覧になっていただきたいと思っております。

以上で、令和5年度障害支援区分認定審査会特別会計の決算説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、認定第3号令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定第4号 令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第7、認定第4号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の

認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。

会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書7ページを御覧願います。

認定第4号、令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の64ページ、65ページをお開き願います。

病院事業会計決算報告書になります。

(1) 収益的収入及び支出でございます。病院事業会計の決算額は、2億306万2,479円でございます。病院事業費用の決算額は3億6,490万1,904円でございます。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入となる資本的収入の決算額は、3億8,938万4,335円で、内訳としまして市町村の出資金、企業債、補助金及び長期貸付金回収金でございます。

資本的収支の決算額は、3億8,938万2,346円で、内訳としまして企業債の償還金としまして、地方債の元利償還金、建設改良費としまして、医療機器の購入費、他会計借入金の償還金でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、決算内容の詳細につきまして御説明いたします。

引き続き決算書の64、65ページを御覧ください。

ただいま会計管理者のほうから報告がございましたが、そこと重複する点につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

まず(1)の収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては、令和3年度より利用料金制に移行したことにつきまして、組合病院事業会計におけます第1項の医業収益につきましては、決算額の1,000万円となっております。

内容につきましては、救急医療運営補助金に要する構成市町村からの負担金となっております。

第2項の医業外収益でございますが、こちらは決算額1億9,229万9,436円となっております。

内容につきましては、受取利息、他会計負担金、その他医業外収益、消費税関係の雑収入、長期前受金戻入益などとなっております。

第3項特別利益は、決算額76万3,043円となっております、内容は公有建物災害見舞金及び共済金となっております。

次に、支出につきましてでございます。

支出につきましては、第1項医業費用は、決算額3億4,145万718円で、マイナス396万9,718円の不用額となっております。内容ですけれども、職員1名分の給与費、医療機器などの修繕料、指定管理者への運営交付金、災害保険料などの経費、建物及び機械備品などの減価償却費、固定資産の除却費などの資産減耗費となっております。

続きまして、第2項医業外費用は、決算額2,345万1,186円で、3,814円の不用額となっております。内容につきましては、企業債利息及び長期借入金利息などとなっております。

次に、第3項特別損失ですけれども、こちらはございません。

続きまして(2)資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1項関係市町村支出金決算額2億8,980万6,000円となっております。内容につきましては病院の建設時に借入れしました企業債の元金償還分でございます。

続きまして、第2項企業債決算額4,840万円でございます。内容ですが、令和5年度に医療機器を購入した際の企業債の借入金収入となっております。

次に、第3項補助金は、決算額2,467万8,335円で335円の不用額となっております。内容ですけれども、電子カルテシステムを導入した際の指定管理者負担分の返済金となっております。

続きまして、第4項長期貸付金回収金は、決算額2,650万円です、内容は利用料金制に移行する際に指定管理者に貸付けしました運営資金の返済金となっております。

次に、支出でございます。

第1項企業債償還金につきましては、決算額3億3,451万1,424円で、576円の不用額となっております。内容は、病院建設及び医療機器整備事業及び利用料金制に移行する際、指定管理者に運営資金の原資として貸付けしました特別減収対策企業債などの企業債の償還金となっております。

第2項建設改良費につきましては、決算額4,844万2,350円で、650円の不用額となっております。内容につきましては、令和5年度分の医療機器整備事業に関する支出となっております。

第3項リース資産購入費につきましては、支出はございません。

第4項他会計借入金償還金につきましては、決算額642万8,572円で428円の不用額となっております。内容につきましては、利用料金制に移行する際に、運営資金として一般会計から指定管理者に貸し付けました9,000万円の貸付金を一般会計に返済しているものでございます。

続きまして、66ページ、67ページを御覧ください。

令和5年度の損益計算書でございます。

1、医業収益でございます。代行制から利用料金制に移行したため（1）入院収益（2）外来収益はございません。（3）その他医業収益は、市町村からの負担金でありまして、先ほども説明させていただきました救急医療補助金の1,000万円であります。したがって、医業収益は1,000万円のみとなっております。

2番目、医業費用でございます。（1）給与費492万7,750円で、担当する職員1名分の給与となっております。（3）経費は、1億3,190万7,127円、内容は職員の健康診断料、消耗品費、修繕料、建物などの火災保険料、通信運搬費、委託料、諸会費、指定管理者への運営交付金及び補助金などとなっております。（4）減価償却費は、2億312万8,608円でございます。内容ですが、建物減価償却費及び医療機器類の減価償却費となっております。（5）資産減耗費は、146万8,190円で、こちらは固定資産、医療機器などの廃棄に伴う減価償却費となっております。したがって、医業費用は3億4,143万1,675円となりまして、医業収益から医業費用を引きました医業損失は3億3,143万1,675円となります。

続いて、3番目医業外収益でございます。

（1）受取利息及び配当金は67万7,342円で、こちらの内容としましては預金に係る利息と指定管理者への長期貸付金に係る利息となっております。（2）番目、他会計負担金は、1億4,730万3,000円でございます。こちらは企業債償還利息及び病院事業管理運営費、人件費などに要する構成市町村からの負担金となります。（5）その他医業外収益27万6,961円ですけれども、内容は売店の賃借料、土地使用料、自動販売機の設置料、指定管理者企業債償還利子の負担金、固定資産売却益となっております。（6）消費税関係雑収益42万円は、会計処理により生じた雑収益となっております。（7）長期前受金戻入益4,401万2,507円は、以前に指定管理者より受贈取得しました北側療養病棟、県の補助金事業により取得しましたスプリンクラー、指定管理者の負担により取得しました電子カルテシステムなどの減価償却費相当額の収益化をしたものでございます。したがって、医業外収益は、合計1億9,226万9,852円となります。

続きまして、4番医業外費用でございます。

（1）支払利息及び企業債取扱諸費は、2,345万1,186円でございます。こちらの内容ですが、企業債償還金に係る利子と指定管理者への長期貸付金に係る利子となります。したがって、医業外費用は、2,345万1,186円となりまして、医業外収益から医業外費用を差し引きました1億6,881

万8,666円が医業外収益となります。したがって、医業損失3億3,143万1,675円から医業外収益1億6,881万8,666円を差し引きました1億6,261万3,009円が経常損失となります。

続きまして、5番特別利益76万3,043円ですけれども、こちらに関しましては、令和4年3月の福島県沖地震の災害への見舞金と、令和4年7月の大雨災害への災害共済金となります。

6番の特別損失はございませんので、66ページの経常損失からこの特別利益を差し引きました1億6,184万9,966円が当年度の純損失となります。したがって、前年度繰越欠損に44億2,352万4,720円に、当年度純損失を加えました45億8,537万4,686円が当年度未処理欠損金となります。

続きまして、68、69ページを御覧ください。

令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計欠損金計算書でございます。

資本金でございますが、前年度処理後残高が60億1,851万3,912円と、当年度変動額が2億8,980万6,000円となっております。合わせまして当年度末残高が63億831万9,912円となっております。

それに対しまして、欠損金の利益剰余金合計の欄、前年度処理後残高がマイナス44億2,352万4,720円、当年度変動額がマイナス1億6,184万9,966円となっております、合わせて利益剰余金合計の当年度末残高がマイナス45億8,537万4,686円となっております。

同じページの下の表を御覧ください。

欠損金処理計算書でございます。増額、減額の処理は行わずに、そのまま令和6年度に全額繰り越すことにしておりますので、その内容で作成しております。

続きまして、70、71ページを御覧ください。

令和5年度貸借対照表でございます。

まずは、資産の部になります。1、固定資産の(1)有形固定資産です。イ、土地7億804万9,963円となります。土地を除きました固定資産からは減価償却を差し引きて、残った価値を固定資産として計上しております。ロ、建物は19億4,543万8,536円、ニ、機械備品は2億5,206万9,964円、ヘ、有形リース資産は34万6,000円となりまして、有形固定資産合計額が29億590万4,463円となります。

続きまして、(2)その他の投資、その他の資産でございます。

ロの投資その他の資産が2億9,150万円となりまして、投資その他の資産額合計は同額となります。したがって、(1)有形固定資産と(2)投資その他の資産合計を足しました31億9,740万4,463円が固定資産の合計額ということでございます。

続きまして、2、流動資産でございます。(1)現金預金は、4,894万998円でありまして、(2)

未収金は、2,065万2,231円、(3) 短期貸付金は、2,650万円となっております。流動資産合計額は、9,609万3,229円でございます。

よって資産の部、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は、32億9,349万7,692円となります。

71ページを御覧ください。

続きまして負債の部でございます。

3番、固定負債の(1) 企業債は、6億9,171万4,657円となります。こちらは、病院移転新築事業や医療機器の整備事業などの起債、企業債となります。

(2) 他会計借入金は、指定管理者に運営費として貸付けした一般会計からの借入金の残高で7,071万4,292円となります。

(4) 引当金の中の口、修繕引当金は2,632万6,000円となりまして、固定負債合計額は7億8,875万4,949円となります。

4番、流動負債でございます。こちらは1年以内に返済すべき負債となります。

(2) 企業債は、3億312万1,784円です。

(3) 他会計借入金は、642万8,572円。

(5) 未払金は、年度末に完了した各種事業費で、年度を過ぎてから支払いされたもので、844万1,127円となります。

(7) 番、引当金の口、賞与引当金は、職員1名分の給与で37万6,988円でございます。ハ、修繕引当金は緊急修繕に充てます830万円となります。したがって、引当金合計が867万6,988円となりまして、流動負債合計は3億2,666万8,471円となります。流動負債につきましては、先ほど御説明しました流動資産合計を上回りますが、不良債務の算出につきましては、流動負債の総額から企業債を控除した額をもって算出しますので、この結果流動負債が流動資産を下回りますので、資金不足は発生しておりません。引き続き健全な経営状況と判断できるものでございます。

続きまして、5、繰延収益でございます。

(1) 長期前受金は、8億8,867万7,455円でございます。

(2) 長期前受金収益化累計額は、4億3,354万8,409円となります。

繰延収益合計額は、4億5,512万9,046円となりまして、固定負債合計と流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計は、15億7,055万2,466円となります。

72ページを御覧ください。

次は、資本の部でございます。

6、資本金（1）自己資本金の中のイ、固有資本金5,395万8,912円。ロ、繰入資本金62億5,144万1,000円。ハ、組入資本金292万円で、自己資本金合計が63億831万9,912円となります。

続きまして、7番の剰余金でございます。

（1）資本剰余金はございません。

（2）利益剰余金のニ、当年度未処理利益剰余金は、マイナス45億8,537万4,686円となります。ページ上の資本金合計から剰余金合計を差し引きました17億2,294万5,226円が資本合計となりまして、負債資本合計は、32億9,349万7,692円となります。

なお、負債資本合計と70ページの資産合計が同額となっておりますことを御確認ください。

以上が、病院事業会計の決算書の説明でございます。

なお、別冊の各種会計決算附属資料の48ページから66ページには、病院の事業会計決算書の概要が掲載されておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

またなお、資料として配付されております病院事業会計訪問看護ステーション事業会計の決算説明資料、こちらが地域医療振興協会から提出されている決算書でございますので、そちらも後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（渡辺良雄君） 再開します。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 決算書の64ページの決算報告書の（2）の資本的収入及び支出の第1款資本的支出の第1項企業債償還金についてお伺いいたします。

決算額が約3億3,000万円となっておりますが、この金額今後どういった見通しになるのか、少しずつ減っていくかどうか、お伺いをいたします。

続きまして、66ページの損益計算書、2の医療費用の（4）の減価償却費についてお伺いします。

令和4年度の金額、決算額と比較しまして約1,800万円のマイナスとなっておりますが、マイナ

スとなった要因等について、理由についてどうなっているのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 御質問ありました企業債につきましては、こちらのほう企業債なので、借入れしている部分という形になってございます。建物なり、それらに限っている部分あります。

こちらについては、令和8年度ぐらいで償還する部分もありますので、だんだん減っていくというように形になってございます。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 御質問にお答えさせていただきますと、大きな医療機器、電子カルテシステム等が支払いが終わったということで、減っているものということでございます。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、認定第4号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8 認定第5号 令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第8、認定第5号令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し、内容の説明を求めます。

会計管理者千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書8ページを御覧願います。

認定第5号令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書 75、76 ページを御覧願います。

訪問看護ステーション事業会計決算報告になります。

収益的収入及び支出でございますが、事業収益の決算額は 87 円でございます。

次に、事業費用の決算額はゼロ円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、訪問看護ステーション事業会計決算報告説明させていただきます。

引き続き 75, 76 ページを御覧ください。

収入の部、第 1 款事業収益ですけれども、令和 3 年度より利用料金制に移行したことによりまして、第 1 項訪問看護事業外収益のみとなりまして、当初予算額は 1, 000 円となっております。その中で、決算額は 87 円となっております。これは預金利息ということでございます。

続きまして、支出の部でございます。

1 款事業費 1 項訪問看護事業費用ですが、当初予算額は 1, 000 円ですが、決算額はゼロ円となりまして、不用額が 1, 000 円となっております。

続きまして、77、78 ページを御覧ください。

令和 5 年度の損益計算書でございます。

こちら令和 3 年度より利用料金制度に移行したことによりまして、1、訪問看護事業費用事業収益、2、訪問看護事業費ともにゼロ円となっております。

3 番目、訪問看護事業外収益でございますが、こちらは（1）受取利息及び配当金の 87 円のみとなっております。

4 番目、訪問看護事業外費用もゼロ円ということでありまして、したがって、経常利益は 87 円となります。

5 番、特別利益はゼロ円、6 番特別損失もゼロ円ですので、当年度純利益 87 円となりまして、前年度繰越欠損金は 9, 424 円となります。これから当年度純利益 87 円を差し引いたものが、当年度末未処理欠損金となりまして、9, 337 円ということでございます。

続きまして、79、80 ページを御覧ください。

令和 5 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計剰余金計算書でございます。

資本金の列を御覧ください。

一番下の行にあります当年度末残高は、397万6,000円となっております。

次に、右に移っていただきまして、利益剰余金合計の列は518万7,663円となっております、その右隣にあります資本合計は916万3,663円となっております。

同じページの下の表を御覧ください。

欠損金処理計算書でございます。増額、減額の処理は行わずに、そのまま令和6年度に全額繰り越すものとしております。

続きまして、81、82ページを御覧ください。

令和5年度の貸借対照表となります。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産（1）有形固定資産ですけれども、訪問看護ステーションにおいて、固定資産はハの車両しかございませんので、減価償却分を差し引いた残りの固定資産合計は、18万4,416円というところでございます。

続きまして、2番、流動資産でございます。

（1）現金預金は880万4,190円で、（2）未収金は17万5,057円となっております。この2つを合わせました流動資産合計は、897万9,247円となりまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、916万3,663円となっております。

続きまして、負債の部でございますが、3番、流動負債です。こちらはゼロ円と。

続いて資本の部、4番、資本金でございます。（1）自己資本金のイ、繰入資本金は163万8,000円、ロの組入資本金は233万8,000円で、2つを合わせました資本金合計が397万6,000円となります。

次に、5、剰余金でございます。（1）剰余金、利益剰余金のイ、利益積立金が519万7,000円、ロ、建設改良積立金はゼロ円、ハの当年度未処分利益剰余金がマイナス9,337円となりまして、この2つを合わせた利益剰余金合計が518万7,663円となっております。

資本金合計と剰余金合計を合わせた資本金合計が916万3,663円となり、負債資本合計に関しましても同額となっております。

なお、81ページの資産合計額と82ページの負債資本合計額が同額となっていることを御確認いただきたいと思います。

なお、別冊決算附属資料の67ページから72ページが訪問看護ステーションの事業会計決算概要となっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上が、訪問看護ステーション事業会計でございます。説明を終わります。

○議長（渡辺良雄君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 決算審査意見書にも記載がありますが、本事業については令和3年から現在の制度に移行して、収支がおおむね発生しない状況となっていると。事業については病院の附帯事業として会計を病院事業会計と統合を図るように検討を求めると意見が出ておりますが、今後の展望をお伺いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） 監査委員意見書にも書いていますが、次年度以降、今6年度も検討しているんですが、病院事業の附帯事業として、事業できないかという形で合体するような形、そちらのほうを検討しています。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、認定第5号令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9 報告第1号 令和5年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（渡辺良雄君） 日程第9、報告第1号令和5年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

財政課長千葉恭啓君。

○会計管理者（千葉恭啓君） それでは、議案書の9ページを御覧願います。

報告第1号、令和5年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見

を付して報告するものでございます。

病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計ともに資金不足は生じておりません。

以上、報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 以上で、日程第9、報告第1号令和5年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを終わります。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時29分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和6年10月8日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 渡 辺 良 雄

署名議員 鎌 田 暁 史

署名議員 伊 藤 嘉 樹